

消防団への入団促進

防災課

消防団は、消防本部や消防署と同様に市町村の消防機関の一つであり、消防団員は、本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて、地域の安心・安全の確保のために活動する非常勤特別職の地方公務員です。

さて、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、平成25年台風第26号等の大規模災害において、消防団員は住民の避難誘導等を献身的に行いました。このように、全国の消防団は、地域の防災力の中心として昼夜を分かたず果敢に活動し、被害の拡大防止や、住民の安心・安全の確保に不可欠な存在です。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続けており、平成25年4月1日現在、約86万9千人で10年前の平成15年4月1日の約92万8千人に比べ、約6万人（約6.4%）減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

このような中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法による「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月13日に公布され、同日付で一部規定を除き施行されました。今後消防庁では、この法律に基づいた施策を実施していきます。

また、全国の消防防災機関では、消防団員の確保に向けた様々な取組を展開しているところですが、例年3月末から4月にかけて消防団員の退団が特に多くなる時期を迎えることから、今年度も1月から3月までの間、全国的な「消防団員入団促進キャンペーン」を実施します。

本キャンペーン期間中は、消防団員の確保に向けて、特に、事業所の協力促進並びに女性及び大学生等の入団促進に重点的に取り組むこととしています。

○消防団活動への事業所の協力の促進

現在の消防団員の約7割が、会社員などの被雇用者であり、消防団活動には、事業所の協力が不可欠となっています。平成18年度から消防団協力事業所表示制度がスタートしており、勤務中の出勤への便宜や従業員の入団促進を図るなど事業所ぐるみで積極的な活動を行っている事業所も多く、既に平成25年4月1日現在で「消防団協力事業所」として約9千5百の事業所が認定されています。

○女性の入団促進

女性を消防団員として採用しようとする動きが全国的に広まっており、平成25年4月1日現在、全国で約2万1千人の女性消防団員が、火災予防広報、一般家庭や高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及啓発活動等、多岐にわたって活動しています。

○大学生等の入団促進

消防団員の高齢化が進む中、若年層の消防団員確保が課題となっています。大学生等の若い力を、消防団活動で発揮していただくことは大変有意義で、地域の防災力向上にも効果的です。平成25年4月1日現在で約2千4百人の大学生等（専門学校生を含む。）が消防団で活躍しています。

○消防団員入団促進の取組事例



イベントにおいて消防団PRコーナーを設けた入団促進キャンペーン
(写真提供：川口市消防局)



複合商業施設での入団促進キャンペーン
(写真提供：四日市市消防団)

問い合わせ先

消防庁防災課 山下
TEL: 03-5253-7525